

## ～議会文書質問通告書と回答について～

(質問・回答はその時点のものであり、現在の状況と異なります。)

令和4年5月9日、野口 穂議員から那賀町理事者あてに、那賀町議会基本条例第16条による文書質問通告書が提出され、同月20日回答がありました。

質問内容と回答の要約は次のとおりです。

質問事項	質問要旨
1. 地籍調査の実施要領について	(1) 赤線の幅は90cm、青線は60cm、赤線と青線両方がある場合は150cmとする法的根拠について (2) 赤線・青線が使用不能または存在しなくてもあるとして地籍調査する根拠と目的について (3) 白いアルミの札がない杭は国土調査（地籍調査）の杭と認められるのかについて
2. 町長からの監査要求（中雄地籍調査）の結果文書について	(1) 那賀町合併以降の地籍調査で、国土調査法19条5項を適用した調査と適用していない調査の時期・場所について (2) 中雄地区の地籍調査稟議書（決裁文書）の課長の合議と町長の決済の有無について

回答内容
1 (1) 赤線・青線は法定外公共物であり、道路法・河川法等の法律は適用されない。地籍調査においては、従前より公図・一分一間図等を参考に法定外公共物の幅員や位置を明確にするよう努めている。通例、里道（赤線）は三尺道として90cm以上の幅員を確保するようにしている。 (2) 公図に赤線・青線が存在している場合は、元々存在しないと証明する資料がある場合を除き、地籍調査では赤線・青線を復元することとなっている。 (3) 地籍調査の杭は、一部が亡失しても支障はなく地籍調査の杭として認められる。
2 (1) 監査報告書でも指摘されているが、平成22年、23年雄1地区においても同様の事例があり、未実施部分の請負代金を返還させた事例もある。 (2) 当該地区の地籍調査事業についての課長等の決済手続きは適正に行われているが、国土調査法第19条5項該当部分について、調査測量が不要であるのにあえて調査測量を行うことを決済した文書はない。